2026年4月18日

１８－１５

肢ア

昇任の条件を定めるのは，国民主権の原理を考慮すべき。

地方自治，団体自治から考えると，団体の裁量とも。

不都合，外国人が一定の権限ある公務を担ってしまう。国民主権の原理から問題あり。

実際に，強い公権力を発動しない上級職もあるが，実質を考慮すると，法的安定性を図る上で問題が生じる。

そこで，一律に運用を認める必要あり。国民主権のもと公権力等地方公務員とそれに生じる職員とは管理一体の任用制度を作用している。

したがって，裁量の問題と捉えることはできない。

肢イ

特別永住者と一般在留外国人の区別は，否定。

国民か，外国人かで判断。国民主権原理，法定安定性を考慮して一律に処理。

肢ウ

公務就任権について一定の範囲で保障しているかは，争点になっていない。

あくまでも，昇任できるか否かが争点。

最高裁は，紛争解決のため必要最小限しか判断していない。

肢エ

公権力等地方公務員のこと。国民主権の原理で日本国民に限られる者がいることが前提。

１８－１６

肢１
天皇は無答責。象徴天皇。

肢２
委任できる。国事行為の委任の条文あり

肢３
決定権ない。象徴。
天皇に決定権を充てると，戦前に戻ってしまい危険

肢４
国事行為のみを行う。それ以外出来ないが筋。不都合,「おことば」などができなくなる。
権威づけ。国民を勇気づける行為等。
政治的なものでなければ，できるとする必要あり。
象徴としての行為であれば可

肢５
例えば，内閣総理大臣の任命は，国会の指名に基づいて行う。
政権交代の場合など，助言承認を認めることは問題

肢６
天皇，政治無答責

肢７
儀式を行う。国事行為。したがって，助言と承認が要求されることになる。

肢８
摂政は，天皇の名で行う。法定代理のイメージ。
責任は内閣。

１８－１７

肢ア

比例代表、全国民の代表だが。政党への支持の側面も強い。

他の政党の場合、退職。

肢イ

院外における現行犯。犯罪事実が明白、必要性明確、捜査機関の権限濫用の恐れがない。

院の許諾がある場合は、議院の活動が害されない。

不逮捕特権。

政府が反対している野党議員を逮捕して、議決をさせないようにすることを防止することを想定すればよい。戦前のイメージで考える。また、軍事政権

肢ウ

政党の処分は、免責特権外。法的責任のみで政治的責任は含まれない。

責任の範囲に限定がない。したがって、政治的責任も免責されるのでは。

政党と目的が果たせない。処罰を認める必要あり。

免責特権、政治的活動が委縮しないようにするもの、党議に、拘束されていることは想定される。免責は、法的責任のみ対象。

司法審査は、慎重に判断する。政党の自律権、尊重すべき。原則、手続のみ、例外的に公序良俗になする場合のみに内容にもおよぶ。

政党への批判は、世論でなされるべき（選挙)。裁判はなじまないこともイメージするとよい。あまりにおかしな場合にだけ、介入する。

肢エ

公務員、国会議員もその通り。したがって、国賠の要件があれば負うのが筋。

一方で、個人には免責特権あり。そこで、当然に国が賠償責任を負うもの、不利益が大きい。結果として国会議員が批判をおそれ思い切った活動ができなくなる。

ただ、一方で、常に賠償責任を免れるとするも、被害者の国民を救えない。

そこで、国会議員の職務にあるまじき行為で、損害がでたときに、国の賠償責任を負う。

肢オ

議案の提出、国会議員もできる。しかし、法案提出は数がいる。（国会法）

１人でも提出できると、濫用されたときに、国会の機能が停滞する。

法律で制限。

１８－１８

肢ア

公開の趣旨は、裁判の公正にある。遮蔽処置をとっても、公正は確保できる。

表情は伺えないが、聞くことはできる。やりとりで想像は可能。

肢イ

８２条、公開は、訴訟手続を予定している。非訟は含まれない。

司法の章にある点を理解する。

肢ウ

８２条は、メモを取る権利を保障していない。

あくまでも、裁判の公正のため。歴史から考えて。

ただ、メモを取ることも、表現の自由の規定の精神に照らし、尊重される。

もっとも、権利として保障されているから、制限に関しては、厳格な基準は採用しない。

肢エ

写真撮影、取材の自由をイメージ。２１条１項に照らし尊重されるべきであるが、絶対無制約でない。

反対利益が重要あれば制約をうける。本件の場合、正当な利益がある、違反しない。

１８－１９

肢ア

民法の不法行為と同義・憲法の不法行為も「故意・過失」と理解する。
そうすると、「故意・過失」が憲法上の規定にあるという理解になる。
国家賠償法で「故意」だけにすると、憲法に違反することになる。

肢イ

公務員が責任を負うのが筋。実際やっているのだから

国又は公共団体の自己責任だと、公務員個人の責任も残る。
公務員の責任とは別人、団体が自己責任を負うという話

代位責任だと、公務員の代わりに団体が責任を負う。団体から公務員への求償の問題は別に残る。（通説）

肢ウ

５１条は、国会議員個人の責任を免責する。国会（組織）に対する責任は別問題。
したがって、法的障害にはならない。

肢エ

違憲であっても、立法行為は違法とならない。
違憲にいたった経緯を考えるとわかる。
立法事実が時代の変化によりあわなくなったから違憲。
立法者は、制定当時で立法行為をしているので、この行為を違法と評価できない。

肢オ

政治の責任は政治的責任。法的責任ではない。賠償責任の問題は生じない。
答えがない所を模索しているイメージ。法的責任を問うたら委縮する。

１８－２０

肢ア

特別区は，特別地方公共団体のまま。

特別区は，都にしかない。まさに（　特別　）

肢イ

条文上は，なければいけないのが原則。

常に必要とすると，選挙などを行う必要があり，小規模の地方自治では負担となる。

そこで，なしでできるとする必要がある。

みんなが集まれないから議会。

それに代わるものを禁止する趣旨でない。

肢ウ

基礎的地方公共団体（市町村）基礎だから絶対

包括地方公共団体（都道府県）議論がある。

２段階であっても，都道府県を道州制に代えるのは憲法上可能

２段階となるから